

第4号議案 定款変更承認の件

定款第4条第6号は、大規模災害時の被災者支援活動を当協会の事業の一つの柱に定め、災害対策室や災害対策本部等の設置根拠となっているものであるが、平成24年の法人移行時の文言では、すでに実行されている当協会の事業内容を的確に反映するものとなっていないことから、より正確を期するために文言の変更を行いたい。

また、定款第22条第2項は、社員総会議事録の記名押印について定めたものであり、法人移行当初の内閣府の指導に従った内容になっているが、①社員総会の議事録は会議の記録・証拠にすぎず、記名押印から生ずる特別の法的効果はないこと、②議長と全ての理事から記名押印を求める現行規定は手続きが煩瑣であり議事録作成事務の円滑な運用を妨げるものであることから、他の多くの団体に倣って、より簡便で合理的な方法を採用ことにしたい。

以下、【変更後】の下線箇所が変更点である。

【変更前】

(事業)

第4条

(6)事故若しくは災害等により被害を受けた障害者、高齢者又は児童等の支援を目的とする事業

(議事録)

第22条

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

【変更後】

(事業)

第4条

(6)大規模災害等により被害を受けた人への支援を目的とする事業

(議事録)

第22条

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。